

## 多可町営住宅目的外使用希望者交通費補助金交付要綱

(令和5年4月1日告示第67号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、多可町への移住を促進するため、兵庫県外から多可町営住宅の目的外使用を希望する者（以下「移住希望者」という。）が、自らが居住を目的として見学をする際の交通費を予算の範囲内において補助することについて、多可町補助金交付規則（平成17年規則第118号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し住宅 多可町営住宅管理条例（平成17年条例第180号）第69条第1項で許可された町営住宅をいう。
- (2) 物件 自らが居住するため、見学するお試し住宅物件をいう。
- (3) 現地見学 当町職員の案内により、物件の見学及び相談を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、申請時に兵庫県外に在住する満18歳以上40歳以下の者、小学生以下の扶養親族がいる者又は夫婦の合計年齢が80歳以下の者の内、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 物件の現地見学について、定住推進課と連絡調整が済んでいる者
- (2) 本町への移住について定住推進課に相談をし、物件の賃借に向けて具体的に話を進めている者

2 前項に該当する者であっても、次の各号に掲げる者は補助対象外とする。

- (1) 観光の目的で滞在する予定の者
- (2) 多可町暴力団排除条例（平成24年条例第34号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、物件見学のために使用した公共交通機関及び高速道路の利用料のうち、次に掲げる額の合計額とし、最も経済的、かつ合理的な経路により算出するものとする。

- (1) 居住地から物件までの往復交通費とする。
- (2) 自家用車に係る経費については補助対象としない。
- (3) タクシーの利用については、公共交通機関の利用が困難な場合等、やむを得ない事情がある場合のみ対象とする。

- (4) 多可町内で宿泊する必要がある場合の宿泊費（ただし、食費は補助対象外）とする。
- 2 同行者の公共交通機関の往復運賃については、同一の世帯の満18歳以上の者1人に限り、対象とする。
- 3 補助金を交付する回数は、同一年度内に1世帯につき1回を限度とする。  
(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、補助対象経費の半額に相当する額とする。ただし、1世帯につき1回4万円を上限とし、補助金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

- 2 前項の定める補助金の額のうち、宿泊費は1世帯あたり1万円を上限に、要した経費の2分の1を支給する。  
(補助対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間は、第8条に規定する補助金の交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から当該交付決定日の属する年度の2月末日までに完了した現地見学に限るものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多可町営住宅目的外使用希望者交通費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、原則として現地見学を行う日から起算して10日前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 多可町営住宅目的外使用希望者交通費補助金現地見学計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 申請者の居住地を証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金額を決定し、多可町営住宅目的外使用希望者交通費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、多可町営住宅目的外使用希望者交通費補助金変更・中止承認書（様式第5号）に必要な書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の承認をする場合において、第7条及び前条の規定を準用する。

3 町長は、第1項の承認をしたときは、多可町営住宅目的外使用希望者交通費補助金変更・中止承認通知書（様式第6号）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び交付請求）

第10条 交付決定者は、交付決定を受けた現地見学が完了した日から起算して30日以内に、多可町営住宅目的外使用希望者交通費補助金実績報告書兼請求書（様式第7号。以下「実績報告書兼請求書」という。）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費の領収書等の写し
- （2） 振込口座預金通帳の写し
- （3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の実績報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、現地見学が適切に実施されたことを確認したときは、補助金の額を確定し、交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

（交付決定の取消）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） この要綱の規定又は補助金交付決定の内容に違反したとき。
- （2） その他町長が補助金の交付対象として適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、多可町営住宅目的外使用希望者交通費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助金の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、交付決定内容の当該取消に係る部分について、既に補助金が交付されているときは、多可町営住宅目的外使用希望者交通費補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。